

# 介護保険サービス利用者負担額の減免制度

## <制度の概要>

災害やその他の特別な事情があり、必要な費用を負担することが困難であるとみとめた場合、居宅介護（予防）サービス費等を減免する制度

対象者	市が給付する割合	利用者負担	負担割合別のイメージ		
			1割負担者の場合	2割負担者の場合	3割負担者の場合
①災害による場合 損害の程度					
全壊、全焼	100%	0%	1割分 公費(9割) 減免	2割分 公費(8割) 減免	3割分 公費(7割) 減免
半壊、半焼	97%	3%	1割分 公費(9割) 減免 本人 0.7割 0.3割	2割分 公費(8割) 減免 本人 1.7割 0.3割	3割分 公費(7割) 減免 本人 2.7割 0.3割
準半壊、一部破損	95%	5%	1割分 公費(9割) 減免 本人 0.5割 0.5割	2割分 公費(8割) 減免 本人 1.5割 0.5割	3割分 公費(7割) 減免 本人 2.5割 0.5割
②収入の著しい減少 による場合	95%	5%	1割分 公費(9割) 減免 本人 0.5割 0.5割	2割分 公費(8割) 減免 本人 1.5割 0.5割	3割分 公費(7割) 減免 本人 2.5割 0.5割

収入の著しい減少による場合：主たる生計維持者の事業収入等が前年の事業収入等の7割以下になった場合など

## ○減免認定期間

申請月から1年以内

## ○減免の対象となる介護サービス

- ・居宅介護（介護予防）サービス費
- ・地域密着型（介護予防）サービス費
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス費
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス費
- ・施設介護サービス費
- ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- ・居宅介護（介護予防）住宅改修費

<申請書のダウンロード>

市ホームページ>分類から探す>くらし・窓口>届出・各種証明>電子申請・  
申請書ダウンロード>申請書ダウンロード>08.介護保険サービス関係>介護  
保険利用者負担額減免申請書

## ○手続きの流れ

- 1 対象者が市（介護支援課）にり災証明等を添えてに申請
- 2 減免が決定された場合、「認定証」を対象者に交付（申請から2週間程度）
- 3 サービス利用前に、対象者はサービス事業者に「認定証」を提示

## ○申請に必要なもの

### ①災害による場合

- ◆介護保険利用者負担額減免申請書（様式第1号）
- ◆り災証明書

### ②収入の著しい減少による場合

- ◆介護保険利用者負担額減免申請書（様式第1号）
- ◆収入状況申告書（任意様式、該当者のみ）
- ◆給与証明書（該当者のみ）

<申請先・問い合わせ先>

〒816-8510

大野城市曙町2丁目2番1号

大野城市介護支援課

☎ 092-580-1860